

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

## 中国法令調査報告書

報告日：2006年7月28日

管理番号：20060728-2

### 今回のご報告のポイント

本回答は、国家税務総局が江蘇省国家税務局からの恒久的施設の認定に関する質問に対して回答したものである。内容としては、外国企業が中国国内において恒久的施設を設立せず、その従業員を中国国内に派遣して関連するプロジェクトのために労務を提供する場合、これらの従業員が中国国内において実際に仕事をする時間がいずれの12ヶ月間において連続してまたは併せて六ヶ月間を超えると、当該外国企業が中国国内において、恒久的施設を有することを認定できると回答されている。また、当該プロジェクトに関する国内労務から生じた利益は、当該恒久的施設の利益として認定し、税金を徴収しなければならないとされている。

### 1. 法令等の名称・番号

中国語名称： 関于外国企業在中国境内提供勞務活動常設機構判定及利潤歸屬問題的批復

日本語訳： 外国企業が中国国内において勞務活動を提供する場合の恒久的施設の認定及び利益の歸屬問題に関する回答

法令番号： 国税函[2006]694号

(ソース) 国家税務総局ウェブサイト

### 2. 公布した政府部門

国家税務総局

### 3. 発表日

2006.07.19

### 4. 施行日

2006.07.19

### 5. 分野

恒久的施設の認定

## 6. 概要・コメント

本回答は、江蘇省国家税務局の「外国企業が労務を提供により恒久的施設を構成することになる利益帰属問題に関する質問」について、国家税務総局がこれについて回答を行ったものである。

本回答の概要は、以下の通りである。

- 一、税務協定の恒久的施設条項においては、「締約国の一方の企業が従業員又はその他の人員を通じて、締約国のもう一方において同じプロジェクト又は関連するプロジェクトのために労務（コンサルティング労務を含む）を提供し、12ヶ月間に連続して又は併せて六ヶ月間を超えること条件とする」という規定があり、具体的に執行する際においては、外国企業が中国国内において（恒久的）施設を設立せず、その従業員を中国国内に派遣し関連するプロジェクトのために労務（コンサルティングを含む）を提供することを指している。これらの従業員が中国国内において実際に仕事をする時間がいずれの12ヶ月間において連続して又は併せて六ヶ月間を超えると、当該外国企業が中国国内において、恒久的施設を有することを認定できる。
- 二、プロジェクトが数年に渡り、かつ外国企業の従業員がそのうちある期間に中国に派遣され労務を提供し、その労務期間が六ヶ月を超える場合、たとえプロジェクトのその他の期間に中国に人員を派遣させ労務を提供しその期間が六ヶ月を超えていない場合でも、なお当該外国企業が中国国内において、恒久的施設を有することを認定しなければならない。
- 三、外国企業がその従業員を通じて中国国内においてあるプロジェクトについて労務を提供し恒久的施設を有するとされる場合、そのプロジェクトに関する国内労務から生じる利益は、当該恒久的施設の利益として認定しかつ税金を徴収しなければならない。

以上